

令和4年12月26日  
港湾局 技術企画課  
港湾経済課

## 「みなと SDGs パートナー登録制度」第3回登録事業者を募集します

令和4年7月に創設した「みなと SDGs パートナー登録制度」について、今般、第3回の登録事業者の募集を開始します。

近年、SDGs 達成に資する取組は企業価値の向上と競争力の強化のための重要なツールとなってきており、港湾運送事業者や港湾建設業者をはじめとする港湾関係企業、団体（以下「港湾関係企業等」）においても、これらの取組を推進する機運が高まりつつあります。

これを踏まえ、地域を問わず全国の港湾関係企業等による SDGs 達成に資する取組を支援し、ひいては我が国港湾及び港湾関係企業等の魅力向上と持続的な発展に貢献するため、「みなと SDGs パートナー登録制度」を創設しました。これまで第1回登録事業者として88者、第2回登録事業者として75者の合計163者の登録を行いました。

今般、第3回登録申請の受付を下記の通り実施いたしますので、港湾関係企業等の皆様の積極的なご申請をお待ちしています。

### 記

- 制度の概要： 別紙1の通り  
申請対象者： 港湾の整備、利用、保全、管理、運営に関する事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主であって、SDGsの達成に向けた取組を実施している、又は取り組む意欲がある者  
申請期間： 令和5年1月4日（水）～令和5年3月3日（金）23:59 到着分まで  
申請方法： 以下の申請に必要な書類を港湾局のウェブサイトからダウンロードし、必要事項をご記入の上ご申請下さい。

#### 【申請に必要な書類】

- （様式第1号）みなと SDGs パートナー登録申請書
- （様式第2号）SDGs 達成に向けた具体的な取組
- （様式第3号）誓約書

#### 【申請方法・申請先】

以下のメールアドレスに電子メールで申請して下さい。

hqt-gikikasdgs@gxb.mlit.go.jp

（メールの件名は「みなと SDGs パートナー登録制度申請」として下さい。）

- 備考： ・提出方法等の詳細につきましては、以下のウェブサイトをご覧下さい。様式や記載例、Q&A の他、登録事業者の取組事例の紹介などの参考情報を多数掲載しています。  
・登録を受けることにより、登録証の交付やロゴマークの使用許可、当局のウェブサイトにおける取組紹介等のメリットが受けられ、ステークホルダー等への PR や従業員のモチベーションアップ等の効果が期待されます。（ロゴマークは別紙2 をご覧下さい。）

[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_tk5\\_000047.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000047.html)

#### 【問い合わせ先】

<港湾運送事業関係以外> 港湾局技術企画課 浅見、田中

TEL:03-5253-8111(内線:46541)、03-5253-8905(直通) FAX:03-5253-1652

<港湾運送事業関係> 港湾局港湾経済課 関、田邊

TEL:03-5253-8111(内線:46803)、03-5253-8629(直通) FAX:03-5253-8937